

## 再意見募集要領

### 1 再意見募集対象

- ・意見募集に対して提出された意見
- ・平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

### 2 資料入手方法

再意見募集対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ (<http://soumu.go.jp>) の「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) に掲載するほか、総務省情報流通行政局総務課（総務省 11階）にて閲覧に供することとします。

### 3 再意見の提出方法

#### 1 下記（1）～（3）

再意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、再意見提出期限までに提出してください。

なお、提出再意見は日本語で記入してください。

#### 2 下記（4）

意見提出フォームに必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、再意見提出期限までに提出してください。

なお、提出再意見は日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報流通行政局総務課審議会係 あて

併せて、再意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク : 3.5インチ、2HD

光ディスク : コンパクトディスク

光磁気ディスク : MOディスク

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAXを利用する場合

FAX番号 : 03-5253-5714

総務省情報流通行政局総務課審議会係 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : setsuzoku@ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局総務課審議会係 あて（件名には「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する再意見」と記入願います。）

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

※メールに直接再意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov]を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3)の方法により提出してください。

#### 4 再意見提出期限

平成24年10月24日（水）午後5時（必着）

（郵送の場合は、同日付け必着）

（なお、再意見提出期限終了後においても、電子政府の総合窓口[e-Gov]の意見提出フォームに再意見を記載し送信することは可能ですが、提出された再意見を意見公募手続による再意見として受け付けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。）

#### 5 留意事項

再意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください（[e-Gov]の意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。）。

提出されました再意見は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見公募案内（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出再意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された再意見とともに、再意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び再意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、再意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 再意見書

平成 年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 へ

郵便番号  
(ふりがな)  
住所  
(ふりがな)  
氏名(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

再意見提出者 ○○○○

意見提出者	該当部分	再意見
(記載例) △△株式会社	* * * *	* * * *

<記載要領>

- ・ 「再意見提出者」には、氏名又は法人・団体の名称を記載してください。
- ・ 「意見提出者」欄には、意見募集の際に意見を出した法人・団体の名称を記載してください。
- ・ 「該当部分」欄には、提出意見の記述を記入してください。
- ・ 「再意見」欄には、再意見提出者の御意見の具体的内容を記入してください。
- ・ 「平成十四年総務省告示第七十二号(他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件)の一部を改正する告示案 新旧対照表」に対して意見を提出する場合は、上記様式によらず、適宜の様式で意見を提出してください。